

丹波市ひとり親家庭養育費確保支援事業



目的・内容

子どもの健やかな成長のために、養育費の継続した履行確保を目指し、養育費の取決めを行うひとり親に対し、公正証書等の作成や保証会社との養育費保証契約に必要な経費を補助します。

補助対象経費・補助額

① 公正証書等の作成

養育費の取決めに要した経費のうち

- ・ 公証人手数料令に定められた公正証人手数料
- ・ 家庭裁判所の調停申立、裁判に要した収入印紙代
- ・ 戸籍謄本等添付書類の取得費用
- ・ 連絡用の郵便切手代

※当事者で作成した「覚書」、「離婚協議書」等に要した経費は、補助対象となりません。

※調停等で弁護士等を立てた際に要した経費は、補助対象となりません。

補助額 上限 5 万円

対象者

丹波市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担した方
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義(注)を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養している方

② 養育費保証契約締結

保証会社と養育費保証契約を締結した際に要した経費のうち

- ・ 初回年間保証料として本人が負担した額

※保証契約の切替のみの場合は、補助対象となりません。

補助額 上限 5 万円

対象者

丹波市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る債務名義(注)を有している方
- ・ 養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養している方
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した方



(注)債務名義とは、強制執行の権限が記載された公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決等を言います。これらを用いて、養育費の取り決めが守られない場合に、強制執行の手続きを利用することができます。

申請方法

公正証書等を作成した日、又は養育費保証契約を締結した日の翌日から6ヶ月以内に、必要な書類(下記参照)を添付してこども福祉課家庭児童相談係に申請してください。

- 児童扶養手当証書又は戸籍謄本(申請者及び上記①又は②の補助対象となる児童全員分)
- 世帯全員(申請者及び上記①又は②の補助対象となる児童全員分)の住民票の写し(公募等によって確認できる場合は、省略することができます。)
- 丹波市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書
- 補助対象となる経費の領収書等
※領収書には、①宛名、②領収年月日、③領収金額、④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名⑥領収印が必要
- 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書) ※市役所でコピーします。
- 保障会社と締結した保障期間が1年以上の養育費保証契約書(契約者のみ) ※市役所でコピーします。
- 振込先の通帳またはキャッシュカード ※市役所でコピーします。
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ※市役所で確認させていただきます。

【お問い合わせ先・申請先】

丹波市 福祉部 こども福祉課 家庭児童相談係 TEL: 0795-88-5287 (直通)
〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地5 丹波市健康センターミルネ2階